

毎月15日までの会費集金  
にご協力をお願いします。  
会計 山崎孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 国保の減免申請始まる 前年比売上3割以上減が条件

### 対象世帯

主たる生計維持者に新型コロナウイルス感染症の影響で減少する見込みの収入があり、その減少割合が前年と比べ3割以上である世帯。

### 減免割合

主たる生計維持者の前年所得金額	減免割合
300万円以下	世帯所得中の生計維持者の所得割合×100%
400万円以下	世帯所得中の生計維持者の所得割合×80%

おいしいそうめんが今年も入荷しました！  
値段は昨年と同じです

**小豆島のそうめん**  
**1.8kg 2,200円**



春日井市ホームページに、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する減免申請の方法」がアップされています。  
売上減少見込みが前年比3割以上で減免対象になります  
前年所得がゼロの場合は減免対象外  
主たる生計維持者が新型コロナウイルスに罹患したか、新型コロナウイルスの影響で、売上減少の見込みが2020年比3割以上となる世帯が対象となります。  
ただし、2020年はもともと新型コロナウイルスの影響で売上が2019年に比べて大幅に減少したという方が多かったため、「昨年からさらに減少する見込みはないが、売上は減っている。一時支援金のように昨年だけでなく昨年とも比較できるようにしてほしい」



また、春日井市など多くの自治体では相変わらず前年所得がゼロの人は減免の対象外となっていますが、自治体によっては前年所得ゼロの人にも減免措置を独自で行っているところもあるそうです。  
申請は来年3月31日まで  
国保の減免申請は令和4年3月31日が締め切りです。今年に入ってからの上のわかる帳簿類で試算して3割以上の売り上げ減の見込みがあれば減免の対象となります。申請書は春日井市ホームページでダウンロードすることができますが、申請のやり方がわからない方は、民商事務所までお問合せください。

## 愛知県感染防止対策協力金(4/20~5/31実施分)の申請が始まります

### 対象となる方

愛知県の要請を受けて①4/20~5/11は午後9時までの短縮営業+カラオケ設備の提供自粛、②5/12~5/31は午後8時までの短縮営業+酒類・カラオケ設備の提供自粛を行った事業者。または、時短要請の対象とならないカラオケ喫茶で、カラオケ設備の提供自粛(5/12~5/31は酒類も提供自粛)を行った事業者。

### 申請は6月7日から始まります 締切は7月31日(消印有効)

前回までの申請と変わり、確定申告書の写し・売上台帳の写しの添付が必要となります。また、支給額も売上高に応じた額に変わります。

今回の申請からウェブ申請もできるようになります(6月7日以降)。また、申請サポート会場も設置されるようです。対象となる見込みの事業所へは申請書類を送付しますので、申請の仕方のわからない方は事務所までお問合せください。